

会 議 要 録

名 称	第 11 回西予市地域づくり活動センター市民検討委員会	
事 務 局	政策企画部まちづくり推進課地域づくり活動センター推進室 地域づくり活動センター推進係	
	電 話 0 8 9 4 - 6 2 - 6 4 0 3	
	F A X 0 8 9 4 - 6 2 - 6 5 7 4	
開 催 日 時	令和 3 年 2 月 15 日 (月曜日) 9:30~11:48	
開 催 場 所	西予市役所 5階 大会議室	
出席者	委員	31 名 (欠席 3 名)
	その他	
	事務局	12 名
議事内容 (要旨)		
委員長	進行：前田眞・愛媛大学教授 (委員長)	
分科会会長	<p>1. 開会</p> <p>最近、寒暖の差が激しいが、体調に注意しながら、本日の第 11 回西予市地域づくり活動センター市民検討委員会 (以下「検討委員会」と言う。) も議論し進めていければと思う。</p> <p>本日は西予 CATV から取材が来ており、会議の冒頭、10 分から 15 分程度撮影を行うのであらかじめご了承ください。それでは、報告事項の西予市公民館分館制度分科会の報告を、分科会会長よりお願いしたい。</p>	
	<p>2 報告事項</p> <p>・西予市公民館分館制度分科会の進捗報告</p> <p>第 9 回西予市公民館分館制度分科会 (以下「分科会」と言う。) を令和 3 年 2 月 9 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分から午後 12 時 20 分まで、三瓶文化会館で開催した。出席者数は委員 15 名、事務局 9 名、傍聴者 8 名であった。</p> <p>協議事項は、事務局からの報告事項のあと、事務局から提示された「移行パターン別」「今後のスケジュールについて」の案をもとに協議を深めた。行政区の拠点である分館の移行期間、維持管理費負担割合について、2 月 25 日に開催予定の</p>	

<p>委員長</p>	<p>三瓶分館長会に提示する「移行パターン別年次表」に関する内容を検討し、今までの協議内容が分かるものに修正して提示することとなった。</p> <p>また、現在、三瓶文化会館内にある三瓶東公民館の今後の在り方や、旧周木小学校区、旧下泊小学校区の地区公民館がない地域、施設が比較的新しい皆江分館についても協議を深めた。</p> <p>今後のスケジュールとして、2月25日の三瓶分館長会は、三瓶地区委員が主体で開催し、分科会の協議経緯について事務局から説明する。分館長会での協議内容をもとに、3月下旬までに分館長を含めた三瓶地区委員の意見集約を第10回分科会で行い、4月上旬に第11回、4月中下旬に検討委員会への報告案を検討する日程に変更する。</p> <p>今年度中の意見集約には間に合わないが、このような流れで進めていきたいので、以上述べたスケジュールで分科会を進めていく。</p> <p>今の報告から、4月中下旬に検討委員会への報告ということであれば、当初3月までのスケジュールが伸びる可能性がある。そのあたりを柔軟に対応していただけるよう事務局にお願いしたい。委員の皆様からご質問、ご意見はないか。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>事務局</p>	<p>3. 協議事項について</p> <p>それでは本題へ移る。本日は、前回の検討事項5「公民館がない地域のセンター設置」、検討事項6「公民館の設置場所」についてみなさんの方からご意見をいただき、時間があれば、検討事項7「指定管理者制度の導入について」も検討も進めていく。</p>
<p>委員A</p>	<p>協議に入る前に、検討事項5のタイトルについて質問したい。公民館がない地域として周木、下泊、大野ヶ原の3『地域』とある。周木、下泊は一行政区に一区長がおられるので、私は周木「地区」、下泊「地区」と言わさしていただく。「公民館がない」ということで「周木、下泊地区」と記載されているのですが、社会教育法第21条、西予市公民館条例に基づいて書かれたものか。</p> <p>資料25「追加資料」で、「分館制度の取り扱いについて」のところで「公民館の分館として存在する施設であるが、自治</p>

	<p>会の集会施設としての利用実態がある。また、その維持管理経費の行政負担の軽減を目的として分館の在り方について見直しを検討する」とある。事務局の明解な回答をお願いしたい。</p>
<p>委員長</p>	<p>タイトルにおいて、「公民館がない」という表記が問題であると。</p>
<p>委員 A</p>	<p>公民館の分館は法律に基づいた施設として運営しているが、「公民館がない」とあれば、分館は「公民館」ではないのか。これだと、「分館」は「公民館」ではないということになるのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>検討委員会で東宇和地域の委員さんによろやく三瓶町の方館についてご理解いただいているところだが、検討事項5、6は「分館」は「公民館ではない」ということで全部載っているので、この内容では協議し難い。法律と条例を一度事務局で確認していただきたい。我々、検討委員は資料を見て、検討委員会に臨んでいるので、明解に答えていただきたい。</p>
<p>教育部長</p>	<p>質問の中身を整理すると、今いただいたご意見は、「公民館がない地域」という表現が誤りで、分館であっても「公民館」であり、周木地区、下泊地区が「公民館がない地域」との表現が適切ではないというご意見でよろしいか。</p>
<p>委員 A</p>	<p>検討事項5の1頁を開いていただくと、検討委員会で検討する中で、センターの設置場所として、「公民館」と「分館」は、公民館の下に「分館」があるという位置づけで、分館は公民館のなかの一つである。設置場所として、公民館の「施設」という意味合いでこの表記となっている。最初の「公民館（施設）がない地域の取り扱い」のところでその表記があるため、そのように整理させていただいている。</p>
<p>委員 A</p>	<p>「公民館がない」という形ではなく、センターを整理するうえでの表現としていたので、表現方法が不適切で、分かりにくいと思うかもしれないが、分館を公民館として全く考えていないというものではない。その点をご了解いただきたい。</p>
<p>委員 A</p>	<p>協議の中身に入る前に、公民館分館は法律、条例に基づいて立派な「公民館」であるという表記、考え方に変わっていただきたい。</p>
<p>委員長</p>	<p>今後の検討を進めていくうえで、分館をどのように扱うか、センターをどうするかについても地域の皆さんと協議を進めていきながらの話になると考える。</p>

委員 A	<p>例えば、三瓶北公民館周木分館というように、地区公民館は行政職員がいるところで、分館は分館長、分館主事と民間人がある。中身より先に、分館は公民館であると証明していただかないと、その点の解決なしでは協議し難い。分館も立派な公民館だと言えると考える。なぜ、分館は公民館ではないのかを説明していただきたい。説明が納得できれば、意味も理解できる。</p>
委員 B	<p>分科会にて、私も、分館、集会所、三瓶町の社会教育について発言、時には提言しながら十分理解していただいているものと思う。三瓶町は、昭和 24 年 4 月、旧三瓶村、二木生村、三島村それぞれに今の公民館制度を広報した。その後、名称の変更はあったが、当時はこの地域も、集会所が「公会堂」であったと記憶する。どの地域にも住民の拠点があった。</p> <p>昭和 24 年 4 月 1 日に、三瓶町合併の折に、地域の公会堂を活動拠点として分館を設置する条例を制定した。一年間近く分館分科会で審議し、時には厳しい質問をし、関係者が三瓶町以外の人であるときは分かりやすく提言してきた。ただ、討議が不十分なのか、思い付き発想なのか、そのように物事を判断しておられるのか、私はこのタイトルについて、「公民館がないという地域」は「地区公民館」であるのを「分館」としただけで、公民館と捉えるべきと解釈している。</p> <p>二点目に、地方自治法や社会教育法、財政法、私財法、地方自治などで財産面、予算面で質問させていただいた。その内容が資料に反映しているとは見る限り思えない。</p> <p>三点目に、条例で明記された事項の解釈をどのようにされているのか。私は、地区分館であっても、地区公民館であっても、「分館」であると制定されているので、立派な「公民館」と法律上でもあることから、そのように受け止めている。従って、公民館がないとか、法律的な根拠はないとかは一切考えられない。</p> <p>位置付けだけは大野ヶ原とは違うので、地元の意見として、周木地区、あるいは下泊地区の「行政分館」という捉え方をしたい。</p>
委員 A	<p>教育委員、社会教育委員、議員と社会教育関係の委員も検討委員会に出席されているので、意見のとりまとめに参加していただきたい。</p>
委員 B	<p>分館の発注者、設置者、所有権あるいは権利者は、当時の三瓶町長であるが、管理については、行政区である区の代表者、</p>

<p>委員長</p>	<p>区長だけでなく区民の中の代表者、三役の中からの代表者といろいろである。そういう形態が現在の分館の現状である。事務局と協議するので暫時休憩としたい。</p> <p>< 暫時休憩 ></p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>再開する。事務局から回答をお願いしたい。 ただいまのご意見につきまして、検討事項5のタイトル表現について、私たちは、分館は「公民館」とであると認識している。タイトルに書かせていただいた「公民館がない地域」とは、行政職員が配置されている公民館との考えで理解していた。表記の仕方が正しくないということであれば、変更を考えている。</p>
<p>委員 A 委員長 委員 C</p>	<p>表記はどのようになるか。 委員の皆様からご提案はないか。 表記の話の前に、考え方の認識が間違っていたことからこういった意見が出てきた訳で、まず三瓶町の分館についての認識を改めていかなければいけないと考える。検討事項5で「公民館がない」というのは、「センターとなるべき公民館等の施設がない地域へのセンターの設置」とした方がすっきりするのではないか。 検討事項の文章のなかでも「既存の公共施設（公民館等）を活用することとして～」の中で、「広域の公民館」というのは三瓶北公民館、三瓶南公民館を指していると私は思う。周木、下泊には分館ではあるが「公民館」ではあるので、認識が違うところからスタートしていることから、この文章になったと私は考えている。</p>
<p>委員長</p>	<p>ご指摘の通りである。分館も公民館であるという説明が事務局からあったが、その前提で議論を進めていければよいと感じる。ご提案があった表記でよければ、それをもとにタイトルを変更し、文章も変更できていけばよいと思う。</p>
<p>委員 A</p>	<p>表記についての考え方は、「分館」は条例がないことから、西予市の法的根拠のある施設ではないとしている。市内集会所と分館の違いを1年間議論しているが、第3回検討委員会資料にあるタイトルを未だにそのまま使っている。私の希望する書き方としては、大野ヶ原は集会所しかないことから、大野ヶ原は別にして、周木地区、下泊地区は「地区公民館のないところ」とする。西予市として『地区』と『地域』の定義を</p>

委員 B	<p>はっきりしていないと見るので、行政区で行政区長が自治を治めているところは「地区」だと考える。</p> <p>従って、周木・下泊は「地区公民館のない分館」ということに変えていただき、大野ヶ原は別に扱う。大野ヶ原は財産区分でも行政財産の公共用施設はない。三瓶の分館は財産区分でも「行政財産」で「公共用施設」でもあります。この辺から協議内容を作れば、このようなことにはならなかったと思う。</p> <p>私は「地区」と「地域」の取り決めについては、『地区公民館』『地区館』は「分館」と考えている。「地域」というのは昔の「集落」「村落」のことで、三島地域とか二木生地域とか地域の拠点となったところが、地域の公民館として3つある形となっている。</p> <p>「地区」とは一つの区画であり、これが「行政区」であり、分館たりとも、三瓶町の条例からすれば、地区のれっきとした位置づけで「地区館」という判断が欲しい。そうしないと筋道が通らないものとする。</p> <p>第9回分科会でも曖昧な表現が多く見られた。「自治」と「行政」、「地域」と「地区」のように、行政の定義上、どういう展開で提案をされているのかを聞いているが、前回のことでまだ返事は聞いてない。</p> <p>そのことを十分含め、提案する以上は、提案者、理事者として、重みのある内容で、こういう指摘がないような提案をお願いしたい。</p>
事務局	<p>先ほど委員 A からありましたタイトルの件につきましては、最初から検討委員会の検討事項として、このタイトルでずっと掲げさせていただいている。日程が変更になっても、そのままの表記で使わせていただいた。今回もそのままの表記にしている。</p> <p>委員 A がおっしゃられている通り、公民館分館も「公民館」とであると認識している以上、その表記の仕方は正しくなかったと思う。訂正した表記のご提案であればよかったが、そのままでしたので、ご意見の通り、変更させていただきたいが、みなさまのご意見も伺いたい。</p>
委員長	<p>「センターとなるべき公民館等の施設がない地域」や、「地区公民館がない地区」などの表記の考え方についてご意見があった。タイトルについては、今の趣旨に応じて変更したいが、考え方としては大野ヶ原と周木・下泊は別の内容で議論をしていくということによろしいか。</p>

委員 A	三瓶町の分館は立派な西予市条例に基づいた公民館分館であるという考えを、行政側が確認していただきたい。
委員長	三瓶町の分館としての考え方は、「公民館」ということを念頭に置きながら進めていく形でいきたい。結論に時間を要するので、内容は趣旨に沿った形に変えさせていただくということによろしいか。 (意見なし)
委員長	事務局との内容整理もあることから、室内換気と合わせて休憩とする。 <休憩>
委員長	それでは、再開したい。三瓶の分館については公民館の意識を持ちながらこれから議論を進めていきたい。それでは、検討事項 5、6 については一括して事務局の方から説明をお願いしたい。 ●検討事項 5 「地区公民館がない地域へのセンター設置について（大野ヶ原、周木、下泊）」 検討事項 6 「地域づくり活動センターの設置箇所について」事務局説明。
委員長 委員 A	今の事務局の説明より、皆様からのご意見はいかがか。 検討事項 6 の 1 頁の基本的な考え方について、一行政区で周木・下泊のようにまちづくり組織を新しく作り、財産区分で、固有財産、行政財産、公共用施設として可能な施設が行政区にあれば、新しくセンターとして認めていただく可能性はあるか。この場合、センターは西予市の設置条例によって、令和 5 年 4 月 1 日からと聞いている。新しく作るには条例が必要と思われるが、その施設は普通財産の場合、公共財産（行政財産）へのなるのか。私は、土居公民館の建て替えの話は聞いたことがあるが、三瓶北公民館の現状についてもお聞きしたい。 また、宇和公民館は公民館主事を 2 人配置し、惣川公民館については、公民館長が市職員の方であるが、この 2 館が他とは違うが間違いはないか。 検討事項 6 の 3 頁で、最後に 3 つの公民館を書いている。宇和公民館、野村公民館の複合機能は理解できるが、三瓶東公民館は三瓶文化会館内に西予市文化会館条例、公民館条例

	<p>により位置づけられた施設とある。西予市三瓶文化会館に貸館をしており、三瓶東公民館の施設は1階事務所、西予市図書交流館条例により三瓶分館を設置する。文化会館条例には公民館のことは書いていない。担当者に聞いても貸館はしておらず、貸館の証明もしていない。三瓶東公民館で行事をするときは市民と一緒に貸館を申請する。図書館も貸館とはどこに書いてあるかをご説明いただきたい。平成2年に三瓶文化会館ができた後、5年間は文化会館の補助金問題で一切、文化会館以外は使用できなかったことがある。</p> <p>三瓶文化会館の受付事務所が三瓶東公民館になっている。議会においても、三瓶東公民館は三瓶文化会館の現在の場所を想定しているが、文化会館全体もしくは一部、他の施設を議論する必要があると考える。</p>
委員長	<p>順番にいきたい。まず、まちづくり組織の新たな位置づけについてどうか。</p>
事務局	<p>周木、下泊地区に関しては、地域づくり組織があり、活動されている。センターの設置を地域の方が希望され、お話がまとまれば、設置になるものと想定している。</p> <p>それ以外の地区で、地域づくり組織を新たに設置されたい地域のお考えがあった場合は、行政側と相談し、検討していきたい。</p>
委員長	<p>二番目の三瓶北公民館の建て替えの状況についてはどうか。</p>
事務局	<p>三瓶北公民館の移転等について、地域づくり組織からも要望書が届いている。現在、要望書への回答で、スケジュールを含めて協議している。現時点では明確なスケジュールについての回答は難しいが、引き続き、内部の協議をもとに地域へ要望書回答という形で示していく。</p>
委員D	<p>今の事務局の回答から、私が聞いている範囲では、三瓶北公民館は保育園を改築してセンター化するというのを聞いている。土居公民館や三瓶北公民館については「新設」していただくものとして考えてきたが、実際はどうなっているか。</p>
事務局	<p>現時点ではすべての可能性を検討している。今週、現地の二木生保育所を確認する予定で、要望書内容を確認し、地域づくりの代表者と協議しながら進めたい。</p>
委員A	<p>三瓶北公民館で市政懇談会、議員との懇談会に参加した際に、市民からは建物がとても古く、津波の恐れもあり、高台で</p>

	<p>安心な場所に行きたいということで、検討委員会につながりま すとあった。</p> <p>また、分科会でも、三瓶北公民館、周木、下泊を考えなが ら、将来センターになる三瓶北公民館は、垣生、長早、周木も 昔から同じ地域として活動されている。周木地区は、分館は 独立しておられますが、将来、周木のセンターについても、パ ターンにあったように、人口減少が著しく、学校を使う話も 検討委員会の中で出ている。そのような心配の声が地元にあ ることを忘れないでいただきたい。</p>
委員 E	<p>分科会では、三瓶東公民館の在り方、旧小学校区を含む北 公民館の在り方について、建て替え等の話も出ているが、他 の要素も考えて施設の新設等を考えないといけない。今後、 その話を進めていかないといけないと考える。</p> <p>同じようなことで、三瓶南公民館が含まれる下泊地区につ いても、旧小学校区に1つのセンターを設置することになっ ているが、将来のことを考えた際にどうなるのかということ については、分科会のなかでも検討すべき内容であると考え る。大きな拠点が決まると、それぞれの行政区の拠点である 分館がどうなるのか、分館長や地域の人の意見を聞きながら、 地域、行政区の拠点の在り方についても十分考えていかない といけない。あくまでも、分館は旧東宇和地区である集会所 とは異なる組織であることが、分科会のなかでも確認でき ている。その上に立ち、今後分館をどうしていくのかを考 えていきたい。</p>
委員長	<p>分科会での検討課題はたくさんあるが、まず、今月 25 日の 分館長会を経て、三瓶地区委員のなかで今後の在り方につ いて検討していただき、分科会で議論を深めたい。先ほど委員 Aの発言で、旧小学校区ではないが、自分たちのところで地 域づくり組織をつくりたいという意見については、皆江分館 のある皆江地区は建築してまだ新しい施設であり十分使用で けるので、一つの地域づくり活動の土台ができればどうなる のかについても、分科会のなかで話は出ている。三瓶東公民 館の在り方、北公民館、南公民館に含まれる地域の在り方 について今後十分検討していきたいと考える。</p>
委員 F	<p>ここでは、基本的なベースを考えて、地元の方と協議した うえで方向を決めていくもので、その辺の協議はじっくりや っていただきたいと思う。</p> <p>私は、公民館がない地域へのセンター設置については希望 する。地域づくりの骨子を念頭に置いて、多様化するニーズ</p>

	<p>において効率的、効果的に対応するためには住民への本当の意味でのサービスが大事であると思う。特に、人口減少のなかで、センターがあるのとないのとでは計り知れない差があると考えている。距離的に見ても、例えば、下泊と蔵貫はおおよそ5～6キロ、周木と北公民館は3～4キロあるが、住民のニーズに応えられることができるのではないか。</p> <p>検討事項5の最後のイメージ図では、A地区からB地区となっているが、逆ではないか。B地区からA地区（公民館のない地域）へというのは当然ではないか。条例制定されていることであれば、任用職員はB地域からA地域への「派遣、出向」が当てはまる。それ以上にセンター長、職員の頻繁な派遣も進めていって欲しいと考える。</p>
委員長	<p>宇和公民館は主事2人いること、惣川公民館は館長正職員ということについて、事務局からご説明いただきたい。</p>
事務局	<p>宇和公民館には現在、主事が2人おり、惣川公民館の館長は市職員でございます。今後の職員体制につきましては、この場では回答しかねるが、地域の実情に応じた配置を想定している。</p>
委員A 事務局	<p>三瓶文化会館条例についてはどうか。</p> <p>検討事項6の最後の4頁に表を載せている。三瓶東公民館の欄において、誤解を招く表現であったことに反省している。表現の中で「貸館をしております」で本来切っておくべきで、三瓶文化会館条例で、東公民館や図書館を貸館しているのかというご指摘について、確かに、この表現であればそのように解釈をされても仕方がないと思う。一度区切る表現とし、ほかの方がご覧になったときに誤解がないよう修正する。</p>
委員A	<p>貸館は「していない」。三瓶東公民館は、西予市公民館条例で三瓶文化会館と同じ地番を書いているだけで、三瓶文化会館の条例は部屋の位置づけもしている。図書交流館条例に「貸館」は条例には文字としてありません。誤解のないような書き方をお願いしたい。</p>
事務局	<p>三瓶東公民館は、貸館は「ない」という表記が必要ということでしょうか。</p>
委員B	<p>必要か必要ではないというものではなく、西予市三瓶文化会館条例、条例施行規則にも、「東公民館」「教育委員会」という文言がどこにもない。三瓶東公民館という大きな公民館ができていたので「貸館」というのはありえない。</p> <p>平成20年に三瓶町の東公民館を建物がありながら廃止した。そして、三瓶東公民館と名をつけて、特に1～3区、8～</p>

事務局	<p>10区を三瓶東公民館の分館とした。当時は三瓶町中央公民館があったので、4～7区を中央公民館とした。教育委員会内部に「三瓶東公民館」を新たに設置して、そこに中央公民館も廃止して、三瓶東公民館に一緒になった。それがいわゆる三瓶東公民館10行政区の「東公民館」だと。1区～10区まで分館にするということで、一日で議案ができた経緯がある。</p> <p>現状、東公民館は廃止したが、三瓶東公民館にすべての分館を入れた。そんなに場所が必要か。名義上だけで、机2つの教育委員会内に机2つだけ存在する「公民館」として認識している。早く拠点となるべく三瓶東公民館を早く建てるようにしてほしい。このことは、利用するのであれば市長の権限で無償と認識している。</p> <p>表現の仕方で誤解を招いており申し訳ない。ここで表現したかったのは三瓶文化会館の貸館を行っているのは、文化会館条例でほかの方に貸館をしている、東公民館は貸館業務を行っていることではないということをお伝えしたかった次第です。三瓶文化会館条例で貸館を東公民館が受けているということをお伝えするということではありませんので、ご理解いただければと思います。</p>
委員 A	<p>宇和公民館は西予市教育保健センターに位置付けられている。野村公民館は野村公民館が主体で教育課と商工会に貸している。三瓶東公民館は条例に基づいて書いていただかないといけない。東公民館をどうするかという問題に大きく関わるので、センターのことばかりこの場では考えているが、文化会館は「その他の施設」であるので、法律や条例に基づいて表記していただきたい。</p>
委員長	<p>指摘の部分については修正したい。検討事項6について、他に意見はないか（意見なし）。基本的な枠組みについては、具体的には地域での協議を経て決まってくると考えていただければと思います。検討事項5についてはみなさまのご意見はどうか。</p>
委員 A	<p>提案させていただきたい。4頁にある例について、2つの案とは別に次のように提案したい。三瓶町は公民館分館があり、周木、下泊地区は学校施設の利用についてはどのようなのですかと市政懇談会で質問した。その際、リフォームして使うことも可能である、という答弁をされています。公民館分館ないし既存施設を使用して、まちづくり組織が自主運営する形です。地域雇用のセンター長、センター職員、任用職員はセンターには入れない。4つの機能の中の「行政窓口の</p>

	<p>場」がないパターンである。この案が了解されるところがあれば、この選択肢も入れていただきたい。これを入れると、外の地域もいらぬという選択肢もあることを提案したい。</p>
<p>委員長</p>	<p>今あった提案のケースも、地元協議の中で生まれてくるというのであれば、その可能性も考えられると思います。</p>
<p>委員 A</p>	<p>この小規模多機能は、西予市が取り入れた「西予市の生き残りをかけた政策」で「人口減少時代に備える」「職員を減らす」「財政難が予想される」という3つを「小規模多機能で先取りして生き残りましょう」と説明があった。</p>
<p>事務局</p>	<p>昨年3月から4月に新型コロナウイルスの感染拡大により、検討委員会を伸ばすよう要望した。その時、市長は「国会も動いているから止めません」という答弁であった。まちづくり推進課長に電話すると、検討委員会は延期になった。</p> <p>財政難を未然に防ぐための政策でもあるので、まちづくり推進課が持っている財源を小規模多機能ばかりには使えないことも考えて提案させていただくものである。</p>
<p>委員 A</p>	<p>提案の確認になるが、ここでは地区公民館のない地域の提案をしていますが、この提案は全地区への提案で間違いないでしょうか。</p>
<p>委員長 委員 B</p>	<p>この提案はとりあえず、周木、下泊地区へのことで、もし、ほかの場所が将来手を上げて「やりたい」施設があり、行政財産に格上げできる施設があるときはどうかと聞いたが、みなさんで協議したら可能ですよという答えがあった。2つの案に、まちづくり組織と施設はあるが、行政職員は不要というケースを入れていただきたい。</p>
<p>委員長 委員 B</p>	<p>他の意見はいかがか。</p> <p>私は「地区」か「地域」ということにこだわっている。旧三瓶町の場合、「地区」を対象にすると、すでにそれは「行政区」であるので、部落や区長によれば今でもやっている。しかし、今回は2つの大きな財源の問題、職員の減少を考えた場合には、地域で、村単位でというのなら考えやすいのではないか。</p> <p>この前も発言したが、三瓶東地域は文化や神社、寺も違うので、10地区の中でも夏まつりや秋祭りに全部に違いがある。いくらでも施設は欲しいが、それでも全体で3,000～4,000人となっている。</p> <p>しかしながら、行政がやろうとしたころを考えると無理難題はいかなものかと。今まで行政がこの地域づくりの考え方の中で、小学校区を含んで検討させた。ここが一番ネックで、財政が厳しくないのであればもっと施設を作ってください。</p>

	<p>いというのが、三瓶町の今の分館制度による行政区ではないかと思う。</p> <p>作れとかやめるとかではなく、地域の検討委員は財源が許すなら作れ、の一点張りだと思う。旧三瓶町から合併して17年が経過するが、分館と公民館の解釈にのっとりた法律も不明で、集会所と同じような取り扱いでこれまで考えてこられたことが未だに尾を引いていることが問題になっている。</p> <p>三瓶地区委員8名と東宇和地区委員と一緒に、分科会では十分に審議している。財源が許すのであれば、この場でも決まらない場合は、行政が各地区へ出向いて説明し、提案者として意見を収集して欲しい。また、分館を整備すればそこが拠点になれば、理事者が地域住民にどのような形で住民主体の自主自立の地域づくり・まちづくりをしていくのかを十分に把握したうえで決定して欲しい。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員Aからの提案で、三瓶町では、分館そのものが一つのまちづくり組織であると考えられると。そのために、集会所の扱いになっているかもしれないが、分館という形がそのような施設になる可能性があるというご提案があった。</p> <p>自分たちで自主管理する形については、財源の問題になると別の問題になるが、自主管理したいという方向性について含めることについてはいかがか。全部の地域につながる話かなと思っている。自主管理の形がまちづくり組織として、センターとしてやっていきたいという判断材料にもなると思うがいかがか。</p>
<p>委員A</p>	<p>第5回検討委員会資料の資料30,31において、前田委員長が、「地区でもセンターは考えることも大切だが、財源は別である」ことを述べられていた。提案はこの2つだけではなく、三瓶町は一行政区一分館であり、財産も持っている。公民館が廃止になっても施設は普通財産であるが、センターになり、議会で承認いただければ行政財産になる。窓口業務は不要だが、行政職員がいて、様々な相談に乗ると。そのような窓口も一切いらぬというのであれば、隣接する分館に協力を求めるという形で、建物とまちづくり組織があり、議会の承認を得ることができれば、センターになることができると考える。ご意見として入れて欲しい。</p>
<p>委員長 委員A</p>	<p>ご意見として入れる。</p> <p>続いて、中間報告の8頁に「本庁・支所に近接するセンターにおける行政業務は、精査が必要である。」と書かれている。</p>

<p>委員長</p>	<p>周木、下泊、大野ヶ原に限定せず、すべての地域で予想されることに書き替えていただけないか。</p> <p>すべてのまちづくり組織に関わる話になると思う。その辺のことも含め、最終的には地元協議にはなる。一辺倒ではなく、こういうケースも想定されますよというイメージになる。このことについて他に意見はないでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>先の意見について、事務局いかがか。</p> <p>設置パターンの話で、3頁の図でいえば、自分たちだけで運営し、職員を配置する必要はない。行政窓口も必要ないよということであれば、市が雇用する部分もなくなるということによろしいか。地域が雇用するかもしれないが、なくてもよい、ということによろしいか。</p>
<p>委員 A 事務局 委員長</p>	<p>人件費の高さを考えれば。</p> <p>提案について追加で盛り込ませていただく。</p> <p>実際は地域と協議しながらになる。その他意見はないか(意見なし)。協議時間がまだ残っているため、検討事項7「指定管理者の導入について」に入りたい。このことについても議論を深めたい。</p>
<p>委員 E</p>	<p>●検討事項7「指定管理者の導入について」事務局説明。</p> <p>提案の段階にはなりますが、西予市独自の「一方、西予市は～」の中で、西予市独自のというところで、他とは違って「職員も一体となった直営によるセンター運営形態を目指し」という部分が、西予市にとって大きな方向性であると考えている。ここで安易に指定管理制度に移行する方向性はやめていただきたいと考える。</p> <p>なぜなら、直営によるセンター運営は、職員が関わるということである。</p> <p>ここで私は一つ苦言を呈したいが、「第2期西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年度4月)」の2頁に「職員の能力不足」とある。さらに、12頁には「企画立案力不足」のこともあって、ここでも堂々と職員の能力不足のことが書かれている。この状態で、職員が関わるセンターをこれから設置しようとするときに、安易に他の人に任すような指定管理者制度を提示するのはいかがなものかと考える。</p> <p>まず、西予市独自の組織にするのであれば、すべての職員がこのセンター化を理解し、推進する。センターの職員にな</p>

	<p>れば地域づくりのエキスパートとして地域を先導してくれる力量をつけていただきたい。文言を含め、初めて最終的にはこういう指定管理制度になることもありうるを書いていただかないと、何のための西予市独自のセンターづくりになるかと考えられる。</p> <p>「職員の力量不足」なんていう文言を、誰もが見られるような場所に置くようなことはやめて欲しい。総合戦略が寂しい感じがする。このようなことを書かれたら、私は誰を信用してどのように言っているのか分からなくなるので、とても厳しい言い方かもしれないが、まず、センター化を進めるには、全職員が一つの方向性に向かい、エキスパートになって欲しい。地域づくりのエキスパートは全ての職員であることを肝に銘じて、そういう部分を書き足して欲しい。</p> <p>私自身は、指定管理者制度は、地域づくり活動をしていくには必要だと考えている。営利なくして自主自立はできないと考え、指定管理者制度は公の施設を利用するものである。多様化する住民のニーズに対して効果的、効率的な民間の能力をキャッチして受け入れ、活用することで住民のニーズに応えるサービスが大事だと思う。それが本来の「指定管理」の趣旨であると考え。ただし、それにはハードルがあり、まず、指定管理者制度には県や教育委員会の許可、議会の議決も必要で、それらのハードルを乗り越えての指定管理制度であると考え。自主自立するためには、野放しではなく規約を設けての指定管理ではないだろうか。</p> <p>地域づくりをこれから進めていくには、ぜひ導入したいと考えられるので、私は「賛成」の立場でございます。</p>
委員 F	<p>いつやるかという問題がとても大きいと思う。すぐにではなく、体制が整ったときに、指定管理者制度の導入も考えられるかと思う。当面は直営による運営だが、色々なノウハウが蓄積されると、公設公営型に近い形だけど公設民営型に近い形で転換できる条件を整えば、指定管理ができるという議論が必要と思う。そのあたりのところをどこまで答申書に書き込めるかもあるが、指定管理者導入そのものを入れるか入れないかという議論もあるがいかがか。</p>
委員 A	<p>島根県雲南市の資料では、施設において、第三セクター方式では 16 ヲ所、それ以外の 123 ヲ所が指定管理になっている。西予市に当てはめると、指定管理を受け入れる施設、または公園等は、西予市の財産規則によって決められている。もし、分館が条例廃止になり西予市の普通財産が決まれば、公</p>

<p>委員 G</p>	<p>共用財産でないので、指定管理を受けるといっても現在は不可能である。この指定管理はまちづくり組織が、西予市の財産管理等に当てはまりがなく、指定管理ができますよとなるのはまだまだ先だと考えるので、今は、分館をどうするか、財政をどうするか検討している最中なので、時期尚早ではないか。</p> <p>雲南市も最初に議論があった。結果的にできるところは指定管理になったが、3,000人、4,000人規模いる大きな地域で、そうせざるをえないところもあった。小さい地域では各地区の任意団体名義で施設の指定管理を行っている。</p> <p>実際、この問題を全国的に見ても、指定管理者制度でやっているところとそうでないところがある。雲南市でも指定管理者制度でできるところはやってもよいと、できないところはしっかり足腰を鍛える意識が強かったと振り返る。従って、言うべきか言わないかではなく、可能性をつぶす必要はないです。できるところが一つ二つあれば検討しておくことは構わないと考えるので、導入の余地は残しておくことが大切ではないか。</p>
<p>委員 H</p>	<p>私も、指定管理については早いと思った部分がある。他方で委員 A からご提案があった、拠点を設置するけれども職員はいないパターンは、結果的には指定管理で運営していくパターンになるのではと考える。今後、地域の中でこのパターンで積極的に検討していきたいという話があれば、早め相談するのがよいと考える。</p>
<p>委員長</p>	<p>将来の可能性の道を残すということで指定管理者制度については少し触れておくことは大事ではないか。条件が整うということが前提になってくる。ノウハウ的なところや施設の運営ができるのかについては行政と相談しながらになる。表現の仕方については事務局側と相談するが、長期的な視点で考えると指定管理者制度導入も考えられるという形で進めてもよろしいか（意見なし）。</p> <p>そのような形で進めていく。</p>
<p>委員 E</p>	<p>資料 43『地域発「せいよ地域づくり」事業実施要領』が同封されていたので確認した。第 3 条の（1）で、「代表者が、区長、組長その他の地域組織の代表と兼務していないこと」という項目がある。よく読むと、私は地域づくり組織の代表として活動しているので、『その他の地域組織の代表』と兼ねているため、実際はなれないということになるのだが。</p>

事務局	<p>この項目があれば、地域づくりの代表になる方が、いろいろな地域の代表になっているのであれば「なれない」ということになるので、ご一考いただけないか。</p>
事務局	<p>制度の要綱、要領等の検討については、昨年も制度改正検討委員会を開催した次第である。その中でご意見いただきながら改めさせていただきたい。</p>
委員 A	<p>私は、早い段階で、センター条例をつくるもとになる「まちづくり基本条例」について申し上げてきた。雲南市では、まちづくり条例があってセンター条例ができたということなので、議員が西予市の設置条例はどれに基づいているかを聞いたところこの要綱であった。</p> <p>地域づくり要綱は、この理念に基づいて計画を立てるというもので、先に配るものではないか。もっと早く出していただく資料ではないかと思った。</p>
委員長	<p>他ご意見はないか(なし)。なければ、次回の市民検討委員会の日程調整をしたいがよろしいか。</p>
	<p>4. 次回の日程及び協議内容の確認について</p> <p>第2案の3月23日(火曜日)9時30分開始に決定。宇和文化会館2階中ホールにて開催。</p>
委員 E	<p>5. その他</p> <p>当初のスケジュール案だと、今回は分館についての協議になるが、まだ、分館制度についてのまとめが分科会でできていないが、内容はどうなるか。</p>
事務局	<p>現時点では、予定であれば分館についての検討事項を協議するが、日程が伸びる可能性があるとのことで、今回は最終答申の内容確認としたい。分館の検討部分を除いた、今まで検討いただいた内容をおさらいする形で、前半の中間報告を含めて全体的な内容を確認していきたい。</p>
委員長	<p>今までの内容を整理したいと思う。今回はこれまでの内容を再確認という形でできればよいと感じる。3月23日(火曜日)の開催でお願いしたい。</p> <p>その他特になければ、これで協議を終わりたい。 (特になし)</p>
副委員長	<p>6. 閉会あいさつ</p> <p>副委員長あいさつ</p>

	<p>冒頭で分科会の検討が4月にずれ込むことを伺い、検討委員会もおそらくは4月いっぱい十分に日程を見ておく必要があると感じた。大きな枠の中での考え方についてはご理解をいただいたが、個別の部分は、それぞれの地域の実情、5つの町の市民の皆さんの意向があると思う。</p> <p>その点を踏まえながら、最終段階が近づいているが、いい意見交換、とりまとめができればありがたいと思う。新型コロナウイルスの対応もまだまだ続き、年度末年度初めは人の移動も激しくなり、また、桜の季節にもなる。皆様、それぞれ忙しくなる毎日ではありますが、健康には十分ご留意いただき、引き続き検討委員会へのご協議をお願いしたい。</p> <p>終了 11:48</p>
備 考	